

松江市上下水道局建設工事等公正入札調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市上下水道局発注の建設工事又は測量・建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対する的確な対応を行うため、松江市上下水道局建設工事等入札不正行為情報対応要領第11条第1項に基づき、松江市上下水道局建設工事等公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成員等)

第2条 委員会の構成員は、松江市上下水道局建設工事入札参加者等選定要領（平成17年3月31日施行）第9条の構成員をもってあてる。

2 その他委員長が必要と認めた者を加えることができる。

(委員長の職務及び職務代理)

第3条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、工事等に係る入札について不正行為に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。

2 会議を開催し難いときは、書類の回議により会議に替えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務課契約管財係に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。